健全化判断比率等の公表

◆ 健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて、健全化判断比率及び資金不足比率を 公表します。

◆ 公表内容

この法律により公表するのは、市財政の健全化判断比率である「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4指標と、公営企業会計における「資金不足比率」です。

◆ 令和6年度決算における算定結果

令和 6 年度決算に基づき算定された本市の比率は次のとおりです。すべての比率が早期健 全化基準や経営健全化基準を下回っております。

健全化判断比率 (単位:%)

比率名	韮崎市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		13.48	20.00
連結実質赤字比率	_	18.48	30.00
実質公債費比率	11.0	25.0	35.0
将来負担比率	87.7	350.0	

資金不足比率 (単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	_	20.0
水道事業会計	_	20.0
簡易水道事業会計	_	20.0
下水道事業会計	_	20.0

[※] 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、赤字額(資金不足額)がないため、比 率が算定されません。